② 平成６年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
㈠ 特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格業者にあっては、配置予定技術者の資格及び上記⑷㈠①又は②の同種工事の元請けとしての経験を有すること。
㈡ 特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、配置予定技術者の資格及び上記⑷㈡③又は④の同種工事の元請けとしての経験を有すること。
③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑹ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺ 工事目的物の性能・機能に関する事項及び社会的要請に関する事項に係る技術提案に対しては、技術提案の内容を明記した資料（以下「技術提案書」という。）又は、標準案に基づく施工計画書が適正であること。
本工事に係る技術提案にあたっては、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書（以下「設計図書」という。）に示された技術提案の範囲に対して、標準案と異なる技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出することとし、技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、標準案による施工計画書も併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画書を提出すること。
なお、技術提案書等は共同企業体又は単体有資格業者として、一提案を提出すること（各構成員毎に提出する必要はない。）。

⑻ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑼ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑽ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３ 総合評価落札方式に関する事項

⑴ 工事目的物の性能・機能に関する事項及び社会的要請に関する事項についての提案とし、以下のとおりとする。
① 浚渫区域の効率的な施工方法に関する提案
イ）施工方法の工夫Ⅰ
ロ）施工方法の工夫Ⅱ
② 浚渫区域外の水深確保に関する提案
イ）施工方法の工夫
③ 一般航行船舶に対する安全対策に関する提案
イ）安全対策の工夫Ⅰ
ロ）安全対策の工夫Ⅱ
④ 自由提案
⑤ 環境維持に関する提案
イ）水質汚濁防止対策

⑵ 施工体制の評価項目は、次のとおりとする。
① 品質確保の実効性
② 施工体制確保の確実性

⑶ 入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、次の①～③の要件に該当する者のうち、⑷によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
② 技術提案及び標準案に基づく施工計画書の内容が適切であること。
③ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
上記において、評価値が最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

⑷ 評価値の算出方法　評価値は次式により算出する。
評価値＝（標準点＋評価に基づく加算点＋施工体制評価点）／入札価格
① 標準点　技術提案内容又は標準案の施工計画の内容が適切である者に対して100点を付与する。
② 加算点　技術提案項目に対して最大40点を付与する。
③ 施工体制評価点　施工体制評価項目に対して最大30点を付与する。

⑸ 技術提案に基づき施工する場合において、受注者の責任により提案内容を履行できない場合は、「請負工事成績評定」の減点（最大10点）の措置を行う。

⑹ 技術提案書作成説明会を実施する。なお、説明会の日時・場所等については入札説明書による。

⑺ 技術提案書のヒアリングを必要に応じて行う。なお、ヒアリングの日時・場所等については別途連絡する。

⑻ 施工体制評価項目を審査するため、開札後速やかにヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑼ その他詳細については、入札説明書による。

４ 入札手続等

⑴ 担当部局　〒650―0024 神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎　近畿地方整備局総務部経理調達課契約管理係　電話078―391―7576

⑵ 入札説明書の配付期間、場所及び方法　平成21年10月19日から平成22年１月19日（最終日は入札書受付締切予定時刻である14時00分）まで入札情報サービス（http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）により配付する。ただし、上記入手方法が不可能なため書面による配付を希望する場合は、事前に申込のうえ、同期間内に⑴にて配付する。

⑶ 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　平成21年10月19日から平成21年11月20日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）（最終日は14時00分までに必着）までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式に代える場合は、同期間に持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）（以下、郵送等という。）により上記⑴まで提出を行うこと。

⑷ 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送等により提出すること。
① 電子入札システムによる入札締切は、平成22年１月19日14時00分。
② 持参及び郵送等による入札書の受領期限は、平成22年１月19日14時00分。提出先は、近畿地方整備局総務部経理調達課調達係。
③ 開札は、平成22年１月20日９時30分　近畿地方整備局電子入札室にて行う。

５ その他

⑴ 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金　免除
② 契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶ 本工事は、低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払又は部分払の請求を妨げるものではない。

⑷ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸ 落札者の決定方法　競争参加資格の確認の通知において、技術提案等に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者の中で、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で上記３⑷に定める評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。